

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

告 示	ページ
若松高須郵便局及び八幡南郵便局における証明書交付手数料の徴収事務の委託【市民文化スポーツ局市民部区政課】	9 9 2
北九州市立国際村交流センターにおける使用料の徴収事務の委託【総務企画局国際部国際政策課】	9 9 3
上下水道局	
排水設備指定工事店の指定【上下水道局下水道部下水道計画課】	9 9 4
排水設備指定工事店の指定の取消し【上下水道局下水道部下水道計画課】	9 9 5

北九州市告示第140号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、若松高須郵便局及び八幡南郵便局における証明書交付手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成24年4月19日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
郵便局株式会社 代表取締役会長 古川 洽次	東京都千代田区霞が関一丁 目3番2号	平成24年4月1日 から平成25年3月 31日まで

北九州市告示第141号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立国際村交流センターにおける使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成24年4月19日

北九州市長 北橋健治

受託者		委託期間
名称	住所	
国際村交流センター地域にぎわいづくり共同事業体	北九州市八幡東区平野一丁目1番1号	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

北九州市上下水道局告示第7号

北九州市下水道条例（昭和39年北九州市条例第39号）第8条に規定する排水設備指定工事店を次のとおり指定した。

平成24年4月19日

北九州市上下水道局長 吉田 一彦

指定番号	工事店名 代表者	所在地	指定の有効期間
3138	吉田工務店 吉田靖男	北九州市小倉南区長 行西一丁目4番9号	平成24年4月1日 から平成28年5月 31日まで
3139	有限会社細川工 業 細川孝行	北九州市小倉南区大 字新道寺1204番 地	平成24年4月1日 から平成28年5月 31日まで
6143	株式会社未輝設 備 松野敏明	北九州市八幡西区大 字笹田12番地12 1	平成24年4月1日 から平成28年5月 31日まで
8090	リフォーム・梶 原 梶原春樹	福岡県中間市岩瀬二 丁目15番37号	平成24年4月1日 から平成28年5月 31日まで
8091	明俊工務店 仮屋俊史	福岡県遠賀郡水巻町 猪熊七丁目12番1 2号201	平成24年4月1日 から平成28年5月 31日まで

北九州市上下水道局告示第8号

北九州市下水道条例施行規程（平成24年北九州市水道局管理規程第37号）第10条第1項第1号の規定により、次のとおり排水設備指定工事店の指定を取り消した。

平成24年4月19日

北九州市上下水道局長 吉田一彦

指定番号	工事店名 代表者	所在地	取消年月日
3094	有限会社ハタナカ 畠中 亨	北九州市小倉南区津 田新町二丁目11番 7号	平成24年3月3 1日